



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【提出書類】 変更報告書 No.4
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 弁護士 森 博樹
渥美総合法律事務所(注)外国法共同事業
東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
富国生命ビル8階
【住所又は本店所在地】
【報告義務発生日】 平成19年3月5日
【提出日】 平成19年3月12日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 株式等保有割合が1%以上増加したこと

第1【発行会社に関する事項】

発行者の名称	宝印刷株式会社
証券コード	7921
上場・店頭別の別	上場
上場証券取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(その他(リミテッド・パートナーシップ))
氏名又は名称	リバティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピー (Liberty Square Asset Management, L.P.)
住所又は本店所在地	Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, County of Newcastle, Wilmington, Delaware 19801, U.S.A.
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

③【法人の場合】

設立年月日	平成10年5月13日
代表者氏名	M.T.J.C., Inc.
代表者役職	ジェネラル・パートナー
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	24 Federal Street, 8th Floor, Boston, MA 02110, U.S.A. Treasurer, Claire A. Walton 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル8階 渥美総合法律事務所・外国法共同事業 弁護士 森 博樹
電話番号	(1) (617) 747 - 7700 (Claire A. Walton) 03 (5501) 2111 (森 博樹)

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			1,205,000
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券カバーワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M	N	O 1,205,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R	1,205,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成19年3月5日現在)	T	12,877,503
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		9.36%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		8.33%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成19年2月26日	株券	10,000	0.08%	市場内取引	取得	
平成19年2月27日	株券	10,000	0.08%	市場内取引	取得	
平成19年3月2日	株券	20,000	0.16%	市場内取引	取得	
平成19年3月5日	株券	15,000	0.12%	市場内取引	取得	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	
借入金額計 (V) (千円)	
その他金額計 (W) (千円)	1,242,235
上記 (W) の内訳	顧客資金
取得資金合計 (千円) (U+V+W)	1,242,235

② 【借入金の内訳】

該当なし

③ 【借入先の名称等】

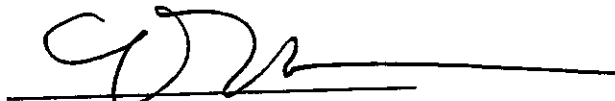
該当なし

POWER OF ATTORNEY

KNOWN ALL MEN BY THESE PRESENTS, that M.T.J.C., Inc., general partner of Liberty Square Asset Management L.P., a limited partnership organized and existing under the laws of the State of Delaware, U.S.A. with its registered office at Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, County of Newcastle, Wilmington, Delaware 19801 (the "Partnership"), does hereby constitute and appoint each of Messrs. Kazuya Yamamoto and Hiroki Mori and Ms. Emiko Obata, attorneys of Atsumi & Partners, with its office at Fukoku Seimei Bldg. 8F, 2-2, Uchisaiwai-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011, Japan, each a resident of Japan as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with full power of substitution and revocation and with the power to execute and file with the Director-General of the Kanto Local Financial Bureau, for and on behalf of the Partnership, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, this power of attorney was made as of this 27th day of December, 2005 by the undersigned as the authorized officer of M.T.J.C., Inc.

for and on behalf of Liberty Square Asset Management L.P.
by M.T.J.C., Inc. as its general partner

by: 
Name: Claire A. Walton
Title: Treasurer

(翻訳)

委任状

アメリカ合衆国デラウェア州法に基づき有効に設立され存続し、アメリカ合衆国デラウェア州19801、ウィルミントン、ニューキャッスル郡、オレンジストリート1209、コーポレーション・トラスト・センターに登録された住所を有するリミテッド・パートナーシップであるリバティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピー（「当パートナーシップ」）のジェネラル・パートナーであるエム・ティー・ジェイ・シー・インクは、ここに、郵便番号100-0011東京都千代田区内幸町2丁目2-2富国生命ビル8階に所在する渥美総合法律事務所・外国法共同事業の日本国在住の弁護士である山本和也、森博樹及び小幡映未子を、当パートナーシップの真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当パートナーシップを代理して日本国証券取引法第27条の23及び第27条の25に定める報告書（「報告書」）を作成し、これを関東財務局長に提出すること及び報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限、及び復代理人を選任する権限を付与する。

これを証するため、下記署名者が、エム・ティー・ジェイ・シー・インクの授權を受けた役員として、2005年12月27日付けをもって、本委任状を作成した。

リバティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピー

ジェネラル・パートナー

エム・ティー・ジェイ・シー・インク

(署名)

氏名：クレア A. ウォールトン

役職：トレジャーラー

上記正訳致しました。

弁護士 山本和也

